

屋根工事 悪質商法に注意

今年最多迫る77件 「契約即決しないで」

県消費センターなど

住宅の屋根の工事を巡り、不安をおおって契約を求める悪質な「点検商法」の相談が県内で相次いでいる。今年1月～11月末までに県消費生活センターなどへ寄せられた相談件数は77件で、過去最多だった2021年度の83件に迫るいきおい。相談者の7割を高年齢者が占める。新型コロナウイルスが「5類」に移行し、業者の訪問活動が活発になったことが背景にあるという。同センターは「強引な勧誘があっても即決せず、家族などに相談してほしい」と注意を呼びかけている。

(田中佑花)

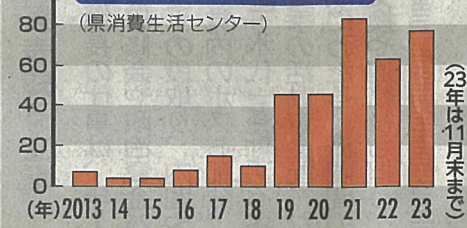
今年5月、県南在住、60代女性が1人で在宅中、突然業者が訪ねてきた。「屋根瓦が落ちそうだ」。点検を行い、350万円の修理の見積書を置いていった。高額だったため別居する家族が断ろうとすると、業

者は「工事はやめられない」と拒否。修理内容を変更し165万円に減額したが、工事後に雨漏りが生じた。別の業者に点検を依頼すると、全ての修理が165万円できたと言われた。同センターによると、同様の相談が増加している。「近くで工事をしてい」と言いつつ訪問し無料点検を促すケースや、雨どいが壊れているとして「火災保険で修理しないか」と勧誘するなどの例がある。

屋根の点検商法に絡んだ相談は、統計が残る13年度以降は10件以内で推移。19年度は台風19号の被害に関連し46件に増加。新型コロナウイルス

「無料でも安易に点検を受けないでほしい」と強調。複数社の見積もりを取ることもや、不審に感じたらクーリングオフを検討することを勧める。1人暮らしの高齢者がいる地域では「近所同士で声をかけ日頃から見守ってほしい」としている。

県内の屋根工事の点検商法に関する相談件数



連し46件に増加。新型コロナウイルス

屋根の状態は自分で確認がしづらく、修理が必要かどうか判断が難しい面がある。業者から破損した部分別の家の屋根だったというケースもあった。同センターの担当者は